

Curriculum improvement and revision of public health nursing at Tohto College of Health Sciences

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2021-02-10 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 市原, 千里, 永井, 健太, 平塚, 久美子, ICHIHARA, Chisato, NAGAI, Kenta, HIRATSUKA, Kumiko メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.50818/00000049

【資料】

東都医療大学における保健師課程の改正への取り組みについて

Curriculum improvement and revision of public health nursing
at Tohto College of Health Sciences

市原 千里 永井 健太 平塚久美子

Chisato ICHIHARA Kenta NAGAI Kumiko HIRATSUKA

キーワード：保健師課程、改正

I. はじめに

平成 21 年、保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律により、平成 22 年保健師助産師看護師法が改正された。これにより保健師及び助産師の基礎教育における修業年限が6ヶ月から1年以上に延長された。厚生労働省においては、平成 21 年 4 月から「看護教育の内容と方法に関する検討会」にて新たな修業年限にふさわしい教育内容について検討が行われ、平成 22 年 11 月に保健師助産師教育のカリキュラム改正案がまとめられた。保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正により必要単位は保健師 25 単位、助産師 28 単位と、改正前よりそれぞれ 5 単位ずつ増設された。

近年、看護系大学における保健師課程は、全ての学生が保健師の国家資格を希望するわけではないことから、臨地実習での取り組み意欲の低さが実習施設側から指摘されている。また、行政の保健師採用が少ないために、保健師としての資格を得ても就職先が確保できない状況があり、保健師課程は大学 4 年間の中での選択制にするか、大学を卒業してから大学院や専攻科での教育とするか、将来構想を含み検討しなければならない状況にある。このような状況は本大学においても同様である。

東都医療大学では、平成 22 年に文部科学省の助言を受け、保健師課程の改正（以後新カリキュラムという）

を行なった。また、埼玉県の申し入れにより、新カリキュラムにおける保健所実習については、県内一律、定員の 25% の受け入れに限るとされ、本学では選択制により、25 名（定員 100 名）の学生が保健師課程を履修することとなった。

平成 24 年度入学生（4 回生）から新カリキュラムによる保健師課程が始まり、3 年前期より保健師課程の授業を開始するため、2 年次後期に志願者の選抜試験を行い、平成 26 年 3 月に第 1 回（4 回生）の選抜者を決定した。選抜された保健師課程の学生は積極的な学習姿勢で取り組んでいる。新カリキュラムでは、保健師という職の専門性や質の担保に向けて、充実した教育が求められる。そのためには、今後も、本学の看護教育全体のカリキュラムを検討し、保健師課程の専門科目を設置する等、保健師課程の充実に向けた取り組みが必要であると考えられる。

用語の定義

ここでは以下の通り用語を定義する。

- ・保健師課程とは、保健師国家試験を受験する資格を有する課程とする。
- ・助産師課程とは、助産師国家試験を受験する資格を有する課程とする。
- ・看護師課程とは、看護師国家試験を受験する資格を有する課程とする。

II. 保健師課程のカリキュラム改正

1. 卒業要件（表 1）

本学は平成 21 年度に開学し、大学完成年度に至ら

ない状況のなかで、平成 22 年度より文科省によるカリキュラム改正が行われた。

保健師課程の改正に伴い、平成 22 年度現行の保健師の教育に必要な科目と単位数（以後旧カリキュラムという）及び看護教育全体の見直しを行い、カリキュラム改正に取り組んだ。

新カリキュラムにおける卒業要件は、看護師課程 124 単位、保健師課程 127 単位、助産師課程 134 単位とした。

表 1. 卒業要件

卒業要件	旧カリキュラム (単位数)		新カリキュラム (単位数)		
	看護師 保健師	助産師	看護師	看護師 保健師	看護師 助産師
基礎分野	21	21	23	18	18
専門基礎分野 専門分野	104	121	101	109	109
計	125	142	124	127	134

2. 保健師助産師看護師学校養成所指定規則による科目設置と必要単位数 (表 2)

本学の旧カリキュラムにおいて、保健師の教育に必要な単位数は看護師の必修科目である在宅看護論Ⅰ、在宅看護論Ⅱ、在宅看護学実習、ヒューマンケア各論、看護関係法規の 8 単位が読み替え科目とされた。新カリキュラムは単位の読み替えを廃止し、3 科目 4 単位を新設、公衆衛生看護学実習 1 単位の増設、保健師の教育に必要な科目と単位数を 14 科目 25 単位とした。

地域看護学は新カリキュラムから公衆衛生看護学と名称を変更した。それに伴い、地域保健活動論は公衆衛生看護活動論と名称を変更し、さらに、産業保健、学校保健、地域保健の活動を同科目の中で講義していたが、産業保健と学校保健を取り出し、新設した。これは、短時間内に盛りだくさんの内容を伝えなければならず、学生の理解が進まずに苦慮していた。科目をそれぞれ新設することで、特色ある看護の場や対象の理解、看護活動をこれまでよりもゆとりある時間の中で講義することにより、学生の理解を促すことにつながると考えた。

地域看護援助論では、保健指導、健康教育、地域診断等の演習を行っていたが、地域診断の演習を取り出し、公衆衛生看護援助論Ⅱとして新設した。地域診断は、地域の既存のデータを収集、アセスメン

トすることにより地域の健康問題を抽出し、その問題に対応する保健活動を行い健康問題を解決するもので、保健師に求められる重要な技術である。統計資料からのアセスメントは学生が苦手な部分であり特化した演習を行うことで学習を強化した。また、個人や集団に対する健康教育や保健指導は、演習時間にゆとりができ、健康教育や保健指導を実施する際に行うアセスメントや企画書の作成を丁寧に行えることにより、対象者の生活習慣と疾患との関係、対象者に必要な健康教育や保健指導のつながりがわかると考えた。

これまで、地域看護管理については、地域看護学総論や活動論、地域看護学実習の中で分散していた内容をまとめて、健康危機に関する内容を充実させ公衆衛生看護管理として新設した。統合カリキュラムの利点を生かすよう文部科学省の助言を受け、病院に入院している患者も退院すれば地域で生活する生活者であるという視点を持ち、地域にある社会資源の活用について助言できる看護師の養成を目指し、公衆衛生看護学実習以外は、看護師課程と科目を共有し、必修科目及び選択必修科目として配置した。

看護師課程と共通の必修科目は、公衆衛生看護学概論、公衆衛生看護援助論Ⅰ、産業保健活動論、保健医療福祉行政論とした。公衆衛生看護学概論、保健医療福祉行政論は看護師としても地域における法律や制度、社会資源を理解し、他職種、多機関との連携により対象者の生活支援のアドバイスができることを目的とした。

公衆衛生看護援助論Ⅰは、対象者の個別性や状況、必要性を認識し保健指導や健康教育が円滑に実施できることを目的とした。産業保健活動論は実際に事業所に勤務する看護職は看護師が多く、1 人配置が多いことから、事業所という働く場の特徴を理解し、看護職としての役割が果たせることを目的とした。

看護師課程と共通の選択必修科目は、統計学Ⅰ、統計学Ⅱ、公衆衛生看護援助論Ⅱ、公衆衛生看護活動論、公衆衛生看護管理、学校保健活動論とした。選択必修科目は学生が自由に選択できる必修科目であるが、そのうち統計学Ⅰ、統計学Ⅱ、公衆衛生看護活動論を保健師課程の選抜において、習得しておかなければならない科目とした。

表2. 保健師課程の科目設置と必要単位数

保健師助産師学校養成所 指定規則 教育内容	必要 単位数	H22年度現行 科目名	H22年度現行 単位数	新科目名	新カリ 単位数	変更の根拠となる要因
公衆衛生看護学概論	2	H22年度現行科目名 地域看護学総論 健康科学 ヒューマンケア各論 看護関係法規	2 1 1 1	公衆衛生看護学概論 — — —	2 — — —	指定規則改正に伴う授業科目名称変更 看護師必修科目とのダブルカウントの廃止 看護師必修科目とのダブルカウントの廃止 授業内容精査によるカテゴリの変更 授業内容精査によるカテゴリの変更
個人家族集団組織の健康支援		在宅看護論 I 在宅看護論 II	2 2	在宅看護論 I 在宅看護論 II 公衆衛生看護学概論 I	— — 2	看護師必修科目とのダブルカウントの廃止 指定規則改正に伴う授業科目名称変更
	12 (+4)	地域看護学概論	2	公衆衛生看護学概論 II	1	「保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部改正、及びその他の改正点」。「看護教育の内容と方法」に関する検討会第1次報告(P2)においても、実習演習を強化する必要がある、とある。さらに「保健師に求められる役割と機能」の中にも、地域に滞在する問題を通じて「保健師に求められる専従能力と実習時の到達目標と到達度」を改善する役割が求められている。これらを通じて「保健師に求められる専従能力と実習時の到達目標と到達度」の中項目 A、B、C に従い、授業科目を分別し「公衆衛生看護学概論 I」では健康教育、健康相談等を、「公衆衛生看護学概論 II」では地域診断に特化した演習を行い技術の習得を強化した。
公衆衛生看護学活動展開論		地域保健活動論	2	公衆衛生看護学活動論 学校保健活動論	2 1	指定規則改正に伴う授業科目名称変更 「保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部改正、及びその他の改正点」に「個人・家族・集団の生活生活支援」は産業保健分野に組織を加え、「個人・家族・集団」組織の生活支援としたこと、産業保健分野における能力を強化する旨である。公衆衛生看護学の領域である学校保健と産業保健の項目を新設し、行政保健とそれとを別立てさせ、内容を充実させた。「保健師に求められる実践能力と卒業時の到達目標と到達度」中項目 D、E の修得を強化した。
公衆衛生看護学管理論		公衆衛生 I 公衆衛生 II 健康管理と健康支援	1 1 1	— — — 公衆衛生看護学管理	— — — 2	授業内容精査によるカテゴリの変更 授業内容精査によるカテゴリの変更 看護師必修科目とのダブルカウントの廃止 保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部改正に伴い、科目を新設した。これまで複数の科目の中で講義されていた「地域看護学管理」を「保健師に求められる実践能力と卒業時の到達目標と到達度」中項目、別紙資料中の項目 C「健康危機管理の体制を整え予備を講じ、健康危機の発生時に対応する。健康危機から回復期に対応する」に改め、健康危機を言った内容に充実させた。
疫学	2	統計学 I	2	統計学 I (疫学を含む)	2	
保健統計	2	統計学 II	2	統計学 II (疫学を含む)	2	
保健医療福祉行政論	2	保健福祉行政論	2	保健医療福祉行政論	2	保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部改正に伴い、授業科目名を保健医療福祉行政論と変更した。また、「保健師に求められる実践能力と卒業時の到達目標と到達度」中項目「社会実務実習」を「システム化される医療」に関する社会資源を活用するための必要な知識の強化する。「保健師等養成所の運営に関する指導」条節別表「保健師教育の考え」方留意点等改正案(1)(次報告P20)にあるように事例を用いて政策過程に関する演習を行う内容とする。
公衆衛生看護学実習	5 (+1)	地域看護学実習	4	公衆衛生看護学実習	5	指定規則改正に伴う授業科目名称変更と、公衆衛生看護学活動展開実習と公衆衛生看護学管理論実習を含め1単位増加した。「保健師に求められる実践能力と卒業時の到達目標と到達度」にある目標が、授業、演習の学びを実習で統合できるように、保健師、市町村、学校、事業所、地域包括支援センター等において6単位の实習を行う。
合計単位数	25 (+5)	在宅看護実習	2	—	—	看護師必修科目とのダブルカウントの廃止
			28		25	

はH22年度現行カリキュラムからの変更点

3. 保健師課程学生選抜について

- (1) 保健師課程に望む学生像
 - ①卒業後保健師として就業する者、いずれ保健師として就業する気持ちの強い者
 - ②心身ともに健康で、円滑なコミュニケーションが図れる者
- (2) 選抜学生数：25名
- (3) 選抜要件：

公衆衛生看護活動論，統計学Ⅰ，統計学Ⅱの単位を修得していること

注意要件

 - *助産師課程と両方の申請はできない
 - *課題の提出を以って申請の登録とする
- (4) 選抜試験の内容：
 - ①公衆衛生看護援助論Ⅰの取り組み態度
 - ②筆記試験（公衆衛生看護学概論，公衆衛生看護活動論，公衆衛生看護援助論Ⅰ）
 - ③課題

課題1：志望動機についてのレポート

課題2：事例のアセスメントについてのレポート
 - ④面接試験
 - ⑤2年次前期までの成績

①～⑤までを点数化して評価した
- (5) 保健師課程・助産師課程選抜委員会の設置

助産師課程の学生選抜については、本学Ⅰ期生が2年次の平成22年度（後期）から開始されている。保健師課程の学生選抜は本学4期生が2年次の平成25年度（後期）から開始されることから、保健師課程および助産師課程の学生選抜は同時期に学事として効率的に実施することとなり、保健師課程および助産師課程選抜委員会が設置された。委員は、看護領域の教授と保健師課程の教員と助産師課程の教員とし、面接試験では保健師あるいは助産師の資格を持つ教員にも協力を求めた。委員長は学科長がその任にあたることとした。
- (6) 選抜日程

4月・・・オリエンテーション時に保健師課程選抜について説明（1・2年生）

10月・・・公衆衛生看護援助論Ⅰの初回授業時に選抜日程・方法について説明

12月・・・筆記試験 課題1，課題2の提出

2月・・・面接試験

公衆衛生看護援助論Ⅰの取り組み態

度，2年次前期までの成績を点数化し，選抜試験の個人点数を集計する

3月・・・選抜結果発表

学生の選抜においては，（6）の選抜日程に沿って実施した

(7) 保健師課程選抜結果

平成25年10月に保健師課程希望者は約70名であったが，最終的に12月に志望した学生は46名であり，成績順に上位から25名を選抜した。

Ⅲ. 新カリキュラムの課題

1. 保健師課程の科目履修（表3）

新カリキュラムにおいて，保健師課程の科目数が増えたことにより，科目の設置学年や看護師課程との科目の進行を検討する必要がでてきた。また，文部科学省からの助言である統合カリキュラムの良さを生かす，看護師課程との科目の共有において，保健師課程の科目を選択必修としたところ，保健師課程25名のみが履修する科目は公衆衛生看護学実習の1科目のみとなった。履修している学生全てが公衆衛生看護に興味を持って授業に参加しているわけではないことから，保健師課程を選抜した学生と授業を受ける姿勢に温度差があり，このため授業の効果が十分に得られない問題が生じてきている。看護師課程と共通科目にしたことにより，公衆衛生看護の考え方や活動に関する理解が加わり看護の幅や深みが増す一方，保健師課程を選択せず公衆衛生に興味のない学生もおり，学習姿勢に温度差が見受けられている。

また，新カリキュラムにおいて，1年次後期で公衆衛生看護学概論，2年前期で公衆衛生看護活動論，2年後期で公衆衛生看護援助論Ⅰを履修するように科目が配置されている。保健師課程の選抜は2年後期に実施されるが，2年後期の開講科目である公衆衛生看護援助論Ⅰを履修することで，保健師という職業や公衆衛生看護に興味を持ち始める学生も少なくない。しかし，保健師課程に必要な単位としている2年前期に開講される統計学Ⅰ，統計学Ⅱ，公衆衛生看護活動論の単位を修得していないため保健師課程を志望できず，後悔する学生の声もきかれる。

今後，保健師課程の充実に向け，早急に課題を解決していくことが求められる。

表3. 新カリキュラムの開講時期と単位数,必修・選択について

東都医療大学 新科目名	開講時期	必修選択	新 単位数
公衆衛生看護学概論	1年後期	必修	2
健康科学	1年前期	必修	1
公衆衛生 I	1年前期	必修	1
公衆衛生 II	1年後期	必修	1
公衆衛生看護援助論 I	2年後期	必修	2
公衆衛生看護援助論 II	3年前期	選択必修	1
公衆衛生看護活動論	2年前期	選択必修	2
学校保健活動論	3年前期	選択必修	1
産業保健活動論	3年前期	必修	1
公衆衛生看護管理	3年前期	選択必修	2
統計学 I	2年前期	選択必修	2
統計学 II	2年後期	選択必修	2
保健医療福祉行政論	1年後期	必修	2
公衆衛生看護学実習	3年後期~ 4年前期	選抜者のみ 必修	5
合計			25

2. 今後の対応について

本学の新カリキュラムは平成24年に開始し、授業科目の進行や科目配置年などに関して課題が出てきている状況がある。現在、教務委員会において看護学全体のカリキュラムの検討を行っているところである。保健師課程新カリキュラムでは、保健師としての職の専門性を高め、質を担保することが求められていると考える。そのためには、課題である保健師課程の専門科目の開講時期や科目配置の検討を行ない、内容を充実させ教育効果が高められることが必要であると考えます。

また、入学当初から履修に関するオリエンテーションを実施しているが、繰り返し説明をしていくことが必要であると考えます。保健師課程の科目であるが、本学では必修科目に位置づけている公衆衛生看護学概論が1年次後期に開講する。保健師課程の入門科目として、公衆衛生看護の特徴や保健師活動の魅力などをわかりやすく説明し、学生を惹きつけられるような働きかけが必要であると考えます。

平成26年度後期から保健師課程初回の選抜学生による実習（3年次は学校保健実習）が開始した。希望した学生による実習であることから、学生の取り組み姿勢がより積極的であると実習施設側から評価を得た。新カリキュラムでの4年次は、保健所、市町村保健センター、事業所等の実習となり、実習施設

や実習時期の兼ね合いにより、実習期間は5月から9月までの長期に渡る。保健師課程の実習であることから実習施設からの期待も高い。学生が主体的に関わることができる実習となるように、実習施設と連携し臨地での学習環境を整えていきたい。

また、保健師課程の学生が積極的な取り組み姿勢を継続でき、十分な事前学習を行い到達目標が達成できるよう、学生支援を配慮した指導を行なっていきたい。

IV. まとめ

本学において、保健師課程のカリキュラム改正を行い、新カリキュラムでの教育を実施してきた中で、今後のカリキュラム検討の必要性や保健師課程や公衆衛生看護学に対する学生の理解、保健師課程に対する早い時期からの導入ガイダンス等、明らかになった課題がある。今後、保健師教育の将来構想を明確にし、課題を解決しながら、本学における保健師課程の充実を図っていきたい。

文献

- ・保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律。平成21年法律第78号
- ・保健師助産師看護師法。2008
- ・保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令の交付について（通知）
文部科学省・厚生労働省令 2010
- ・看護教育の内容と方法に関する検討会 第一次報告 厚生労働省 2009
- ・保健師教育におけるミニマムリクワイアメンツ。全国保健師教育機関協議会。2013

受理日：2015年1月26日

